

広島県告示第九百十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十九条第一項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則を平成二十二年十一月二十五日認可した。

平成二十二年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

帝釈峡漁業協同組合

2 住所

庄原市東城町帝釈宇山四九〇―八

二 免許番号

内水共第四十一号

三 遊漁規則の区画

帝釈峡漁業協同組合内水共第 41 号

第 5 種 共同漁業権 遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、帝釈峡漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 41 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 組合は、第 1 項の規定による申請があつたときは、第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

3 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 漁場の区域内での遊漁は、手釣、竿釣、友釣、投網、籠、延縄に限るものとし、夜間燈火を用いて行う遊漁を禁止する。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の「欄」に掲げる魚種を対象とする遊漁は、「イ」欄に掲げる期間内でない限りならない。

ア 魚 種	イ 期	間
あ ゆ	6月1日から10月31日まで	期間内で組合が定めて公示する日から10月31日まで

2 前項の公示は、組合の掲示板において行う。
(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、下記注1の区域においては、4月1日より8月31日までの間遊漁を禁止する。

注1) 猿鳴橋から紅葉橋までの間。汁谷橋から中郷いまで間。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が小学校の児童以下の場合には無料とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	遊漁料1日	遊漁料1年
あ ゆ	友釣	2,000円	5,000円
	投網	—	10,000円
う な ぎ	手釣、籠、延縄	400円	2,000円

2 前項の規定にかかわらず、1日、1年の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。
ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所	納付場所	電話番号
(1) 福山市山野町町組	榊原布久宅	0849-74-2062
(2) 福山市山野町下市	池田石油店	0849-74-2052
(3) 福山市山野町田原	喫茶ふじ	0849-74-2770
(4) 福山市山野町田原	久保理髪店	0849-74-2729
(5) 福山市山野町原谷	笠原照正宅	0849-74-2372
(6) 神石郡神石高原町井関	森元商店	0847-85-2923
(7) 神石郡神石高原町上野	川本商店	0847-82-2566

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、送電線近く等危険な場所での遊漁や、岩石の投棄等危険な行為をしてはなら

ない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別記様式第1号及び第2号省略)